

軽石義則議員

(平成 26 年 12 月定例会)

一般質問



(2014 年 12 月 3 日 5 度目の登壇)

1 岩手県の経済状況について

① 県内経済状況の把握について
軽石：県内経済及び景気動向を具体的にどのようにつまえているのか伺います。

【知事答弁】

本県経済の状況は、本年 4 月以降、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動もあって、個人消費の状況を示す大型小売店販売額や乗用車新車登録台数は、前年水準を下回る傾向が続いてきたなど、個人消費に弱い動きが見られるところです。

また、生産の状況を示す鉱工業生産指数は、3 月以降、前年水準を下回る傾向が続いているところです。

一方、雇用の状況を示す有効求人倍率は、1 倍を超える高い水準を維持しているものの、6 月以降、全国平均を下回る傾向が続いているところです。

このようなことから、復興需要等を背景に総じて回復傾向が続いていた県内経済は、このところ足踏み状態にあるものと考えており、今後の推移を注

ごあいさつ



新年明けましておめでとうございます。皆様にはおかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より私の議員活動ならびに政治活動に對しまして、特段のご高配を賜り衷心より感謝申し上げます。

さて、おかげさまで平成二十六年十二月十日閉会の定例会を無事に勤めることが出来ました。議会開会中に衆議院総選挙がおこなわれ、何かと気忙しい定例会となりました。今回の定例会では、五度目の一般質問の機会をいただき登壇いたしました。岩手県内の経済状況や雇用環境、心身保健住宅の状況、青少年の健全育成、医療福祉現場の現状などについて質疑を交わしました。そして、継続審査とされてきた平成二十五年一度一般会計歳入歳出決算について結論を出すとともに、復興事業などにかかわる補正予算などをはじめすべての提出議案等が議決されました。特に、連続不認定となった一般会計決算については、県執行部には真摯に受け止めていただき、議会としては県民に理解出来る対応をしなければならぬと考えております。

つきましては、今後とも「現場の声」を確りと受け止めたうえで、復興の歩みを止めることなく、「初心を忘れずに」、これまで以上に国や市町村との連携を図り、議員活動を進めてまいります。本年は挑戦の年となりますので、引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

皆様におかれましては、希望に満ちた新しい年を迎え、お身体ご自愛のうえますますのご活躍をご祈念いたします。

平成二十七年 一月 吉日

岩手県議会議員

軽石 義則 拜

〔議会役職〕

- 総務委員会・副委員長
- 人口減少、少子化対策調査特別委員会・委員長
- 東日本大震災津波復興特別委員会・委員
- 岩手県競馬組合議会・議員

視していく必要があるものと考えています。

(2) 物価の現状について

軽石…物価の現状をどう捉えているか。
また、盛岡市は東北県庁所在地と比べどのよ
うな位置にあるのでしょうか。

【政策地域部長答弁】

盛岡市の消費者物価指数は、4月以降前年
同月比3%台の上昇率で推移し、直近の10月
においても3.3%の上昇となっております。

その内訳をみると、円安に伴う輸入価格の
上昇の影響もあって食料品が5.0%、電気、
ガスなどの光熱・水道費が4.5%前年同月
比で上昇するなど、生活に身近な費目の上昇
が大きくなっており、東北、全国ともほぼ同
様の傾向にあります。

また、日本銀行公表の全国の企業物価指数
についても、4月以降、前年同月比3%以上
の上昇率で推移しています。

盛岡市の物価水準は、平成25年の総務省の
調査によると、全国の都道府県庁所在市等51
都市の平均を100として98.9となっ
ており、全国第33位、東北で第4位の水準と
なっています。

(3) 消費税10%への増税先送りによる本県へ
の影響について

軽石…増税が先送りされたことによる県民の
暮らしや地域経済への影響について伺います。

【知事答弁】

先程答弁したとおり、足踏み状態にある経済

状況の下、本格復興を進める本県にとって消
費税の増税は、被災地の経済の再生や、復
興の推進に影響を及ぼすことが懸念されたこ
とから、県は国に対して慎重に判断するよう
求めてきたところです。

一般の増税の見送りにより、今後、県内
の個人消費などが回復していくことを期待し
ています。

県としても、今後、将来にわたって着実に
経済が成長していくことができるよう、地域
資源を活用した産業振興や、ILCの実現な
ど未来を見据えた取組も進めていきます。

(4) 今後の財源確保について

軽石…(消費税10%への増税先送りの)影響
を踏まえたうえで、すでに社会保障制度など
計画的に進めている事業等があると思われる
が、復興を含めた来年度以降の予算編成等財
源の確保が大切であります。今後の具体的
取組み方針について伺います。また、市町村
との連携や支援についての考え方についてお
示し願います。国に対してはどのような対応
を求めていくかについても伺います。

【総務部長答弁】

復興財源については、その充実・確保につ
いて、これまでも政府予算要望等を行ってき
たところであるが、今後市町村と連携しな
がら、国に対して被災地の状況を丁寧に説明
し、集中復興期間後の財源確保について引き
続き要望を行っていきます。

また、社会保障の充実については、消費税
率引上げの先送りに伴い、平成27年度以降の

事業実施について、現在、財源を含め国にお
いて検討されているところです。

これら社会保障の充実分を含め、地方の財
政運営に必要な一般財源総額が確保されるこ
とが重要であり、県としても県税徴収の強化
や未利用資産の売却など、あらゆる手法によ
り歳入の確保に努めるほか、今後の地方財政
計画の議論を注視しつつ、適切な財源措置が
図られるよう、市町村と連携しながら国に要
請していきます。

(5) 今回の総選挙の意義について

軽石…全国的には総選挙の争点として復興に
ついてはあまり聞かえてこないように感じま
す。岩手県の現状からみた今回の総選挙につ
いては、どのように受け止めているのか知事
の所感を伺います。

【知事答弁】

選挙は、主権者である国民が政治に参加す
る最大の機会です。民主主義の根幹をなすもの
であり、有権者一人ひとりが政治や選挙への
関心を高めて、大切な一票を進んで投票する
ことが必要です。

特に、若者の皆さんにはぜひ投票に参加して
いただき、投票率が上がることを期待してい
ます。

また、選挙が公正かつ厳正に行われるよう、
念願しています。

(6) 知事三選の決断について

軽石…時期を同じくして3期目に挑戦する
決意を表明されたことは、どのような考え方

からであったのか。これまでの体験から今回の決断につながる出来事や要因などがあれば併せてお示し願います。

【知事答弁】

2期目の県政においては、公約として掲げた岩手県東日本大震災津波復興計画及びいわて県民計画の実現に向けて、全力で邁進してきましたところです。

東日本大震災津波という未曾有の非常事態が発生し、岩手県として総力を挙げて復興に取り組む中、引き続き知事として県政を担わせていただきたいと考えたところです。

今年の夏頃になって、平成27年岩手県知事選挙への立候補について、県議会や、また定例記者会見、マスコミ取材等で頻繁に尋ねられるようになりました。高まっている県民の関心に応えるため、また、本格復興の流れを滞らせることなく復興を推進するために、去る11月15日に立候補を表明したものです。

(7) 目指している希望郷いわての現状について

軽石：希望郷いわては、現段階でどの程度達成しているのか。完成されたことが県民に実感される姿はどのような岩手県となっているのか伺います。

【知事答弁】

「いわて県民計画」では、一人ひとりの希望が実現し、岩手全体に希望があふれる姿を「希望郷いわて」という言葉に込め、「県民一人ひとりが、共に支え合いながらいきいきと働き、安心して暮らし、楽しく学んでいくことができる。希望あふれる社会」を目指しているところです。

その実現に向けて「いわて県民計画」の第2期アクションプランの政策推進目標に、人口の社会減を減らすこと、県民所得水準の国とのかい離を縮小すること、求人不足数を改善することなどを掲げているが、これらの指標は概ね良好に推移しているところです。

さらに、復興については、被災地や被災者に寄り添いながら取組を進めているところであり、これまで、三陸鉄道の全線開通が実現したほか、海岸保全施設の約8割、災害公営住宅の約5割が着工されるなど、着実に復興が進められてきています。

今後とも、復興とその先にある「希望郷いわて」の実現を目指し誠心誠意取り組んでいきます。

2 雇用状況と労働環境について

(1) 岩手県雇用対策協定に基づく事業計画について

軽石：岩手県雇用対策協定の役割についての認識について伺います。具体的にどのような実績を出しているのか、今後の連携強化を含めて現状と課題を伺います。

【商工労働観光部長答弁】

平成26年3月31日、県と岩手労働局は、相互に密に連携して、雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、東日本大震災津波からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上を図ることを目的として「岩手県雇用対策協定」を締結しました。

この協定では、それぞれが取り組む雇用対策に関係する施策の推進に資するため必要を要請を相互に行うことができることとされており、この協定を基に連携した取組が、一層推進されるものと認識しています。

具体には、今年度新たに、岩手県Uターンセンターにおけるハローワークの求人情報のオンライン提供や、建設、水産加工、介護・福祉の人材不足分野における雇用管理改善の要請などに取り組んでいるところです。

今後、人口減少問題に対応していくためには、首都圏でのU・Iターン施策などにおいて連携した取組の強化を図っていくことが課題となっており、現在、県が実施している岩手県U・Iターンフェアに、沿岸地域のハローワーク職員の参加協力を得るなど、様々な取組を進めて参ります。

(2) 正規雇用の拡大について

軽石：正規雇用の拡大や在職者に対する処遇改善として、地域人づくり事業や関係団体に対して要請活動をしているが、これらの事業を推進している中で現在までにおいて具体的にどのような成果が出ているか。また、関係団体から現場の課題などの改善を要望されていることがあれば、その要望事項ならびに

対応策についてお示し願います。

【商工労働観光部長答弁】

本年度事業を開始した地域人づくり事業は、失業者の雇用機会の確保と在職者の処遇改善に向けた企業等の取組を支援することを目的としており、本年11月末現在、19事業が実施され、新規に40名が雇用されていると見られます。

また、県では、岩手労働局等と連携し、企業や経済団体等に対し、安定的な雇用の確保についての要請活動を実施するとともに、今年度は、建設、水産加工、介護・保育分野の関係団体に対し、雇用管理改善等の促進に係る要請活動を実施したところです。

要請先の各団体にあつては、会報等により会員企業等に対し趣旨を周知しているところです。団体等からは、正規雇用の拡大や処遇改善に努めたいが、将来見通しを立てることが難しいことや、中小企業振興施策を強化して欲しいなどの意見が寄せられており、県としては、これらについて、今後、(仮称)商工業振興条例に基づく施策を具体化する中で対応していきたいと考えているところです。

(3) 所得の格差について
ア 県民の実生活を表わす基準とする統計について

軽石：所得や報酬などの統計についてはいろいろなものがあるが、岩手県として県民の実生活を表わす基準とする統計をお示し願います。

【政策地域部長答弁】

県民経済計算において公表している一人当たり県民所得や、労働者一人当たりの報酬を表わす毎月勤労統計調査、家計の収入・支出を表わす家計調査、小売物価の変動を表わす消費者物価指数、就業構造を表わす就業構造基本調査などがあります。

なお、この他にも、岩手労働局で公表している賃金構造基本統計調査などの統計があるものと承知しております。

イ 所得格差の現状や取り組みについて

軽石：正規や非正規、男女や年齢による所得格差の推移をどのように把握し、分析しているのか、現状と課題について伺います。また、格差の解消をするために、県としてどのような取組をしているのかも併せてお示し願います。

【政策地域部長答弁】

平成24年の就業構造基本調査によると、本県の調査対象者の37.6%は非正規の従業員となっております。前回調査から約4ポイント上昇しています。

非正規の従業員を所得階層別にみると、一番多い階層は100万円以上200万円未満となっており、正規の従業員では200万円以上300万円未満が最も多くなっています。

また、正規・非正規を合わせた、平成25年の賃金構造基本統計調査により性別の賃金水準についてみると、多くの年齢階層で男性が

女性を上回っています。同様に年齢別では、賃金水準が高い40歳以上の男性の給与月額は、20〜24歳の男性の2倍前後となっています。

県としては、当面、正規雇用の拡大が重要な課題であると考えています。このため、新規学卒者の採用枠の確保や、非正規から正規の従業員への転換等の促進のため、関係団体への要請活動を行うなど、安定的な雇用の確保に向けた取組を進めているところです。

加えて、賃金格差を是正し、県民所得全体の向上を目指すことも重要であり、地域経済をけん引する「ものづくり産業」や、地域の特性等を活用した地域資源型の産業の振興に今後とも取り組んでいきます。

(4) 雇用対策の成果と課題について

ア 長期・安定的な雇用の創出・拡大について

軽石：長期・安定的な雇用の創出・拡大のための事業実績の遅れについては、原因を分析した上で対策を講じなければ問題の解決とならない。現在の実績と具体的な今後の対策などについて伺います。

【商工労働観光部長答弁】

平成26年度の経済・雇用対策の取組の「長期・安定的な雇用の創出・拡大」に係る10月31日現在の実績については、「産業振興施策による雇用創出」の目標1,210人に対し、実績が401人、進捗率は33.1%、「雇用対策基金を活用した事業による雇用創出」の目標3,950人に対し実績が642人、進捗率は16.3%となっており、全体としては、

目標5, 160人に対し実績が1,043人、進捗率は20.2%となっています。

現時点で進捗率が2割程度に止まっており、まずは、雇用創出目標の大半を占める事業復興型雇用創出事業において、現在272人の実績となっているためであるが、申請受付ペースでは約4,600人となっており、今後、審査の進捗により実績が相当数増加すると見込まれることから、今年度の5,160人の目標数値については達成できるものと考えています。

イ 障がい者雇用の促進について

軽石：法定雇用率は、どの程度改善されたのか伺います。現状認識と課題についてお示し願います。

【商工労働観光部長答弁】

障害者雇用促進法では、労働者数50人以上を雇用する民間企業に対し、障がい者雇用が義務付けられています。

平成26年6月1日現在のこれらの企業の実雇用率は1.93%で前年比0.06ポイント上昇し、雇用者数は2,654.5人で前年比2.2%増加し、いずれも過去最高となっています。

障がい者雇用をさらに促進させるためには、就業支援体制を強化することが課題と認識しており、そのため、県では昨年度からジョブコーチ養成研修を実施し、就労支援業務従事者などが、障がい者本人、家族及び事業主に対して専門的かつきめ細かな職場適応支援

ができるようスキルアップを図っているところです。

また、民間企業における障がい者雇用に係る理解を一層促進し、雇用の場を確保するため、年1回、経済団体等に対して、岩手労働局等と連名で、障がい者雇用の場の確保を要請してきたところです。

今後とも、このような取組を通じて障がい者雇用の促進に努めていきます。

(5) 賃上げ状況と最低賃金の現状及び課題について

軽石：ア 県内の賃上げ状況をどのように把握しているか。



2014年12月定例会にて議席からの再質問

イ 可処分所得の実態をどのように把握し、分析しているか。賃金は上昇しているにもかかわらず、所得が目減りしているために実感がないとも言われているが、このことが具体的に数字で表れていることもお示し下さい。

ウ 今回の最低賃金の改正経過をどのように把握しているか。現在、県内で実際に支払われている時間給の実態もお示し願います。

【商工労働観光部長答弁】

平成26年の賃上げ月額額は、日本労働組合総連合会岩手県連合会の調査によると8月5日時点で4,904円、岩手県経営者協会の調査によると6月30日時点で4,458円となっています。

また、可処分所得の実態については、総務省統計局の家計調査において、盛岡市、一関市、遠野市が対象となっており、その標本回答数は月50世帯程度と非常に少ないため、正確な分析はいたしかねるところです。このうち、公表されている盛岡市の数値を参考までに申し上げますと、可処分所得は、平成23年が417,865円、24年が409,797円、25年が398,478円となっています。

本県の地域別最低賃金については、本年7月9日に岩手労働局長が岩手地方最低賃金審議会に「岩手県最低賃金」を諮問し、8月8日に当該審議会から、13円引上げ678円とするとの答申がなされ、9月4日に公示、10月4日から発効されたものと承知しています。

また、現在、県内で実際に支払われている時間給の実態については、毎月勤労統計調査

によると、平成26年9月における常時5人以上の労働者を雇用する事業所の平均時間給は、1,483円となっています。

(6) 公契約条例について

軽石：ア これまでの検討経過を伺います。

イ 先行県との違い及び本県の特徴を伺います。

ウ パブリック・コメントや関係団体からの意見聴取で想定される意見要望とその対応を伺います。

【商工労働観光部長答弁】

本県においては、平成25年5月に庁内検討チームを設置し、調査・研究を進め、本年度は、労使関係者からの意見聴取や先行自治体調査などを行いながら成案づくりを進めるとともに、労使関係者等を対象とした公契約条例に関するフォーラムを開催し、周知・啓発にも努めてきました。

また、先行県との違い及び本県の特徴についてであります。長野県の条例における産業振興や環境への配慮などの基本理念と、奈良県の条例における労働関係法令を遵守させるための措置の両方とも盛り込んでいます。本県の条例案の特徴であると考えています。

なお、本県では、東日本大震災津波からの復興が最大の課題であり、条例の施行にあたっては復興工事への影響を見定める必要があるため、法令を遵守させるための具体的な措置については、条例により設置することとしている県契約審議会において十分御審議いただくなど、今後検討を重ね、規則で定める

こととしたい。

パブリック・コメント等で想定される意見要望とその対応につきましては、現在、骨子案について、パブリック・コメントを実施中であり、今後寄せられる御意見の趣旨が可能な限り条例案に反映されるよう検討して参ります。

(7) 岩手県政労使会議の開催について

軽石：機動性を持つ会議として開催することについての知事の考えを伺います。

【知事答弁】

本県では、労働問題についての理解を深め、県内の労働者が適正な労働条件のもとで、能力を発揮し、安心して働くことのできる環境の整備を促進するため、県、労働者団体、使用者団体が相互に意見を交換する場として、平成19年度と20年度に岩手労働問題懇談会を開催しているところです。

その後、この懇談会につきましては、東日本大震災等の影響もあり、中断しておりましたが、本年9月に再開し、公契約条例の制定をテーマに意見交換を行ったところであり、今年にも本年度2回目の懇談会の開催を予定しているところです。

県といたしましては、県、労働者団体、使用者団体が一堂に会し、率直に意見交換を行うことは、意義のあることと考えており、今後人口減少対策など、その時々の課題についてテーマを設定し、開催していく考えです。

3 産業強化と企業支援について

(1) 企業誘致の現状と課題について

軽石：取り組み経過と現在の状況について具体的に伺います。これまでの取り組みから得た貴重な経験を、どのように活かしているのか伺います。

【商工労働観光部長答弁】

県では、これまで自動車関連産業、半導体関連産業、医療機器関連産業を柱とする本県経済を牽引するものづくり産業や、食品、木材などの地域資源の活用につながる産業等の企業誘致に取り組んできました。

また、昨年度、国が創設した「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」を活用しながら、沿岸地域の復興に向けた企業誘致にも取り組んできました。

その結果、全県では、平成25年度は21社、本年度は11月末現在で14社が立地決定したほか、沿岸地域では、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金が、これまで28件が事業採択（うち5件が辞退）されるなど、企業の新增設の動きが出てきています。

一方、DIOジャパン問題を踏まえ、企業の進出にあたっては、これまで以上にきめ細やかな信用調査を行う必要があると考えており、市町村と緊密な連携のもと、業界における位置付けや評価などの情報を入手し、安定的に操業していただける企業の誘致に努めています。

また、企業の進出後においても、事業の継続雇用の維持・確保に関する情報収集を行うとともに、新たな企業の誘致についても、これらの企業を通じ、関連企業の進出に係る情報も得られることから、引き続き、企業訪問によるフォローアップに取り組んでいきます。

(2) 県内起業の支援状況と課題について

軽石：経済状況や時代の変化を先取りした新規事業を起こすことにより、新たな産業構造を構築できる可能性が考えられます。

県としての起業・創業者支援の取組状況をお伺いいたします。また、今後の課題についてもお示し願います。

〔商工労働観光部長答弁〕

県では、商工団体やいわて産業振興センターと連携して、創業セミナーの開催や窓口相談を始め、「いわて起業家育成資金」の貸し付けや、沿岸地区の創業者には「さんりく未来産業起業促進事業」による開業費用の助成などを行っています。

また、今後の課題については、創業に関する情報を収集している方、事業計画の策定途上にある方など、それぞれの段階に応じてきめ細かな支援が求められおり、創業後も売上確保などの課題に対応して継続した支援が必要と考えています。

本年、6月に、いわて産業振興センターに「よろず支援拠点」が開設され、専門のコーディネーターが常駐してマーケティングや販路開拓などの相談に対応しており、今後とも、よろず支援拠点と関係機関が連携して、創業

前から創業後まで一貫して支援していきたいです。

(3) 岩手県らしい産業の育成について

軽石：伝統工芸産業支援事業について、これまでの取組経過と現状や課題について伺います。加えて、今後の育成などについてもお示し願います。

〔商工労働観光部長答弁〕

本県では、豊富な農林水産資源や伝統的な技術を生かして、多くの地場産品や工芸品などが生産されておりますが、生活スタイルやニーズの変化の影響等による売上の減少や新商品開発の遅れ等といった課題を抱えています。

伝統工芸産業においては、県ではこれまで、「伝統工芸産業支援事業」により、首都圏において伝統工芸品の展示販売会を開催し、販売機会の創出及び消費者への情報発信を行うとともに、魅力ある新たな商品開発に向け業界関係者を招聘する等、本県伝統工芸品の販路開拓を支援してきました。

本年度は、首都圏最大手の百貨店と連携し、岩手の工芸品と食材を連動させ広く情報発信を行うとともに、販売機会の創出を行いました。これにより、事業終了後も新たな販売企画が予定される等、更なる展開にもつながりました。

今後、首都圏での展示販売会及び百貨店等と連携したフェアの開催による販売機会の創出や、いわて希望ブランド及び国の事業活用等による新たな商品開発への支援等を行い

ながら、業界の振興や事業者の育成に努めていきます。

(4) 被災地を含めた職業訓練と人材確保の現状と課題について

軽石：ア 災害復旧・復興や成長分野の人材育成に対応した離職者等再就職訓練が実施されているが、これらの事業において不足する職種に対応できているのか。

イ 他県においては、12月から成長分野を中心とした職業訓練が順次始まることであり、本県においても早急に取り組む必要があると考えるが、このことについて県はどのように取り組んできたのか。



2014年9月定例会 決算特別委員会集中審査にて質問

【商工労働観光部長答弁】

本県においては、平成23年度から、震災からの復旧・復興に不可欠な建設機械の操作資格の取得等をねらいとした「特別訓練」を全国に先駆けて実施しているほか、再生可能エネルギーの普及も見越した電気工事士の資格取得や、介護人材の育成をねらいとした訓練についても実施してきたところです。

一方、平成26年10月の建設・土木等の職業の有効求人倍率1.805人に対して有効求職者が694人にとどまり、有効求人倍率が2.6倍となっており、建設人材の不足が深刻であるほか、介護や保育の職業においても人材が不足しているところです。

そのため、本県においては、これらの分野について、必要とされる人材の育成、確保に努めていきたいと考えます。

また、今月から実施されている成長分野を中心とした職業訓練は、都道府県、高齢・障害・求職者雇用支援機構、労働局、企業等が連携し、就職可能性を高める訓練コースを開発・検証するモデル事業であります。

今年度は厚生労働省から指定された愛媛県等10都道府県で実施されており、厚生労働省においては、来年度は、25都道府県での実施に向けて概算要求をしていると聞いています。

県は、離職者等委託訓練として様々な訓練ニーズに対応した訓練を実施していくこととしており、当該モデル事業については、先行県の取組状況等を研究していきたいと考えております。

(5) 岩手県商工業振興条例（仮称）について

軽石：岩手県商工業振興条例（仮称）のこれまでの検討経過と案における本県の特徴を伺います。

【商工労働観光部長答弁】

これまで、300以上の関係団体や企業にヒアリングやアンケートを行い、県内の企業が抱える経営課題や県、関係団体に期待すること等について何うとともに、商工団体が一堂に会した意見交換会を開催するなどして検討を進めてきました。

本県の条例骨子案においては、人口減少問題や震災からの本格復興に対応していくため、持続可能な経済社会を実現していく取組を進めることが必要であると考え、中小企業の振興にとどまらず、関係者や県民等、多様な主体の参画により商工業を振興していくとともに、地域資源を活かした事業の活性化や地域経済の循環を図ることとしており、そのための施策に関する基本計画の策定などを盛り込んでいます。

また、パブリックコメントや関係団体からの意見聴取につきましては、現在、実施をしているところですが、これまで実施をしましたヒアリング、アンケート、意見交換会におきましては、中小企業の振興に結びつくような内容を盛り込み、実効性のあるものとなるよう望む意見等が出されています。パブリックコメントで、今後寄せられる意見の趣旨が条例案に反映されるよう、検討してまいります。

4 復興における暮らしの再建について

(1) 応急仮設住宅の現状について

軽石：応急仮設住宅に留まらざるを得ない理由について、県として把握している現状と、応急仮設住宅並びにみなし仮設の今後のあり方や取組みを伺います。

【復興局長答弁】

応急仮設住宅の現状等についてはであります。応急仮設住宅及びみなし仮設住宅の入居者数は、平成26年10月末時点で29,690人で、最も入居者数の多かった平成23年10月の43,738人と比べると約14,000人減少しています。

応急仮設住宅から恒久的な住宅への移行が進まない要因といたしましては、資材高騰や作業員不足が災害公営住宅や個人住宅の建設に影響を及ぼしていること、移転先の面整備事業において、合意形成や用地確保に時間を要した地区があることのほか、住宅の再建方法を決めかねている方がおられることなどによるものと考えています。

応急仮設住宅については、入居者の減少に伴い増加する空き住戸の集約や解体を順次行う予定としており、被災された方の住宅再建の意向やまちづくり計画の進捗状況を踏まえ、市町村が集約や解体などを計画的に進められるよう支援することとしています。

また、みなし仮設入居者に対しては、市町村からの細かな情報提供や丁寧な意向把握に努め、恒久的な住宅への移行を支援していきます。

(2) 災害公営住宅の状況について

軽石：10月末の災害公営住宅の入居状況は、整備戸数899戸、空き戸数91戸、特に県営の空き戸数は48戸となっている。その要因と分析について伺います。併せて今後の入居の見通しをお示し願います。

【県土整備部長答弁】

災害公営住宅の建設にあたっては、被災者の意向も踏まえ、市町村とともに十分に協議をしながら建設する場所や戸数等を決めてきたところですが、

- ① 災害公営住宅の入居を持ち家再建とするか、未だ決めかねている方がいること。
 - ② 利便性が高いなど、より自分の希望に近い災害公営住宅の完成を待っている方がいること。
 - ③ 応急仮設住宅から災害公営住宅に入居することにより、新たに家賃負担が発生すること。
 - ④ いったん入居したものの、退去する世帯が生じていること。
- などの要因により、一部の団地では空き住戸が生じているものと考えています。
- 今後は、意向調査や応募状況を踏まえ、工事着手前の団地の整備戸数を見直し調整するとともに、市町村と協力しながら災害公営住宅の入居について、被災された方々に丁寧な

説明を行うなど、空き住戸の解消に努めていきます。

(3) 被災者アンケート調査の結果について

軽石：県が公表した「県外及び内陸地区に移動している被災者へのアンケート調査」の結果によると、内陸地区に避難している皆様のうち、約半数の方が内陸にそのままとどまるという結果になっている。このような方々に対し、県としてどのような支援を行おうとしているのか伺います。

【復興局長答弁】

東日本大震災津波から3年8か月余りが経過し、ご自身の仕事やお子さんの居住場所など、様々な事情により、避難先である内陸地区にそのまま定住を考えている被災者の方々が数多くいらっしゃることは認識をしています。

県ではこれまでも、被災地のまちづくりや災害公営住宅の進捗状況などについて定期的な情報提供や内陸市町村と連携した交流会での相談対応などを通じ、被災者の方々の生活再建に向けた支援を行ってきました。

今後とも、被災者一人ひとりの意向を確認しながら、被災元や避難先の自治体とも連携し、被災者に寄り添った生活再建が実現できるように支援を行っていきます。

5 福祉医療介護について

(1) 岩手県地域福祉支援計画について

軽石：今回の変更にあたり住民その他の者の意見を反映させるために県議会を含めどのような対応されたかについて伺います。社会福祉事業の現場実態をどのような方法により課題等を把握したうえで検討したのか伺います。加えて、本計画に関連する法令の改正等地域福祉を取り巻く状況の変化への対応をどのように計画に盛り込んだのか伺います。

【保健福祉部長答弁】

まず、岩手県地域福祉支援計画についてであるが、地域福祉に関する有識者を委員とする岩手県地域福祉推進協議会において4回審議いただいたほか、広く県民から意見をいただくため、地域福祉に関する意識調査、県内4圏域での説明会、パブリックコメントを実施しています。

併せて、県議会に対しては、常任委員会において素案段階と最終案段階で2回説明しています。

現場実態の把握については、市町村、社会福祉法人、社会福祉事業を実施しているNPO法人等を直接訪問し現場インタビューを実施することにより、事業の実施状況と課題の把握に努めたところです。

また、地域福祉を取り巻く環境の変化への

対応としては、生活困窮者自立支援法の成立を踏まえた実施体制の整備や災害対策基本法の改正を踏まえた避難行動要支援者名簿の作成や避難支援体制の整備等を計画に盛り込んだほか、少子高齢化等を背景とした生活福祉ニーズの増加や東日本大震災津波による福祉コミュニティの弱体化等を踏まえ、地域福祉を推進する中核である市町村の体制づくりや被災地の福祉コミュニティの再生と生活支援を施策の基本方向に新たに加える等、必要な見直しを行ったものです。

(2) 福祉・介護人材の確保対策について

ア 県対策本部会議での具体的な議論の内容とその後の対応について

軽石：岩手県として人材の育成による確保と定着の取組みが必要である。経済・雇用対策本部会議においてはどのような議論がされたのか具体的にお示し願います。また、その後の対応について伺います。

【保健福祉部長答弁】

本年9月の経済・雇用対策本部会議においては、平成26年8月現在の介護関係の有効求人倍率が、1.53倍と高く、人材の確保が依然、厳しい状況にあること、また、仕事のわりに賃金が低いことや有給休暇が取りにくい、人材育成の取組みが不十分等により人材の確保・定着がしにくいことなどを課題として整理したところです。

これらの課題に対応するため、県においては、これまで、新規人材の確保や潜在有資格者の掘り起し等を行うキャリア支援員

を配置しているほか、介護事業所に対して、労働環境の整備・改善や、働きながら資格取得を支援する事業の実施、新規採用職員の住宅確保に要する経費の支援などを行っていること、また、今後、事業所自らが賃金などの待遇改善や、人材育成のための研修計画の策定など、やりがいをもって働き続けることができる「魅力ある職場づくり」が推進できるように、関係部局が連携して、取り組みを確認しました。

この方針のもと、本年11月にはハローワークが開催した「福祉の仕事就職フェア」で、求職者に映像により介護の仕事の魅力発信したほか、12月には、岩手県社会福祉法人経営者協議会等関係団体との意見交換や、先進事例の紹介等を行うなど、関係者全体で魅力ある職場づくりに向け取り組んでいきます。

イ 介護人材に関する実態調査の実施について

軽石：本県の福祉介護人材の確保対策を進めるうえで、特に、不足している介護人材に関する実態調査を行う必要があると思うが、今後の対応について伺います。

【保健福祉部長答弁】

介護事業所の概況や介護労働者の就業実態については、毎年、公益財団法人介護労働安定センターが全国でアンケート調査を実施しており、県でも同センター岩手支部が取りまとめた介護労働実態調査結果・岩手県版を実態把握のための参考としています。

また、県では、岩手県高齢者福祉施設協議会等の関係団体との意見交換の場を通じて、「職員の新規採用が困難である」、「より良い介護を行うため経験を有する職員が不足している」等の現場の声も聞いているところだ。

県としては、これらを踏まえて介護人材確保の施策を検討しているが、事業者の取組状況や解決すべき課題などをより詳細に把握するため、今後、調査の実施に向けて関係団体と協議していきます。

(3) 難病患者等に対する支援について

軽石：9月定例会で発議された意見書に対して、国の関係機関がどのような対応をしたのか、また、関係団体への対応について伺います。

【保健福祉部長答弁】

制度改正の周知については、ホームページが開設されているほか、ポスターやリーフレットによる周知が行われることとなっています。

指定医療機関や指定医については、現在申請を受け付け中であり、施行日である平成27年1月1日に向け、速やかに指定、公表していきます。

難病の対象疾患の拡大については、患者団体からの要望もあることから、今後の国の難病対策委員会の動向を注視していくとともに、施行後、制度の不備が生じた場合は、必要に応じ、国に改善を要望していきます。国の概算要求には、難病医療提供体制整

備事業や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業などが盛り込まれており、難病患者の不安解消のために取り組んでいくこととしていることから、県としても難病団体連絡協議会等と協力してこれらの事業を進めていきます。

また、制度改正に伴う関係団体への対応については、国では、患者団体等や日本医師会に対して説明をしたほか、その他医療関係団体に対して説明をしています。

県としても、9月に患者団体との意見交換会を開催し、要望や意見を伺ったほか、医療機関に対して説明会を開催し、指定医療機関及び指定医への協力等を要請したところとです。

6 スポーツ振興と青少年の健全育成について

(1) 長崎国体及び全国障がい者スポーツ大会の成果と課題について

ア 長崎国体の成果と課題について

軽石：今回の競技別結果及び総合順位についてどのようにつまえているのか、そのことを踏まえての今後の取組みについても伺います。また、第67回岐阜国体から第68回東京国体を経ての比較による課題は何か。

【教育長答弁】

長崎国体の成果と課題についてであります。第69回長崎がんばらんば国体は、台風による日程変更などもありましたが、本県選手団はコンディションを整え、全力でプレーし、弓道成年女子遠的での初優勝や卓球の平成2年以来的の入賞など、12競技が昨年を上回る成績を残すとともに入賞総数が71と、昨年の東京国体と同数の入賞結果となりました。

一方で、昨年活躍したホッケー成年男女やサッカー成年男子が国体出場を逸すなど、団体競技の不振や、16競技が昨年に引き続き入賞を果たせなかったことなどから、男女総合成績である天皇杯順位は37位と昨年の23位から順位を落とす結果となりました。

昨年を上回る成績を残した競技については、これまでの選手強化の取組の成果と捉えており、また、本県選手団の総数が昨年を59名上回ったことから、入賞を果たせなかった競技であっても東北ブロック大会を勝ち抜く力をつけてきているなど、全体的な強化の底上げは図られてきているものと認識しています。

希望郷岩手国体の成功のためには、本県選手団の活躍が極めて大事な視点であることから、今後なお一層、県体協や競技団体等と力を合わせながら、入賞の可能性の高い競技・種別を中心に重点的な強化を進めるとともに、全国で活躍している本県出身者や新規学卒者の更なる確保などに努め、第71回国民体育大会強化委員会の目標である天皇杯順位8位以内の達成に向け取り組

んで参ります。

また、第67回岐阜国体から第68回東京国体の結果をも踏まえた課題についてであります。成年種別は、団体競技を中心に岐阜国体で好成績を残したものの、東京国体、長崎国体で成績を落としていることから、ふるさと選手制度の活用や就職支援などによる優秀な選手の確保と効果的な強化事業の実施が課題と捉えています。

また、少年種別は、東京国体で活躍した世代が卒業し、長崎国体で同様に成績を落としていることから、岩手国体時に主力となる現在の高校1年生や中学校3年生などのターゲットエイジを中心とした強化事業の拡大などが重要であると認識しています。

これらの課題につきましても、各競技団体や関係機関・団体との合意形成のもと、その解決に取り組んで参ります。

イ 全国障害者スポーツ大会の成果と課題について

軽石：今回の結果についてどのようにつまえているのか。この結果を踏まえた今後の取組について伺います。また、これまでの大会との比較により課題として把握していることをお示し願います。

【保健福祉部長答弁】

全国障害者スポーツ大会は、障がい者の社会参加の推進や障がいに対する理解を深めることを目的として開催されるものであり、メダル獲得が目的ではないが、今回の



2014年12月定例会知事答弁

長崎大会では、金7個、銀8個、銅8個の計23個のメダルを獲得し、前回東京大会の18個、前々回岐阜大会の22個を上回る結果となったことから、希望郷いわて大会に向け本県選手団の士気は高まっています。

今後の課題についてであるが、希望郷いわて大会では、開催県として陸上競技をはじめとする個人競技の参加枠が大幅に増えるほか、団体競技全種目への参加が可能となることから、選手を早急に確保し、育成・強化を行っていく必要があります。

具体的な取組としては、個人競技については、合同練習会を開催する中で、選手確保に努めるほか、団体競技については、定期的な強化練習や他県チームとの強化試合等により育成・強化を行っていきます。

(2) 冬期における練習場の確保対策について

軽石：これまで、ドーム型スタジアムの必要性を訴えてきた。いよいよ具体的な計画に進む時期であると考えているが、次世代に希望を与えることも踏まえてこれまでの検討状況を含めて伺います。

【教育長答弁】

競技者が気象条件等に左右されず、計画的かつ継続的にトレーニングが可能な環境整備を行うことは、本県スポーツの競技力向上をはじめ、県民が広くスポーツに親しむためにも必要なものであると認識しています。

平成28年の希望郷いわて国体を開催するにあたり、当初においては、国体選手強化施設として県営の多目的屋内練習施設、いわゆるドーム型の屋内施設を整備することとし、実施設計まで取り組んできた経過がありました。しかしながら、東日本大震災津波の発災により、この復旧・復興を優先させるため、事業凍結とせざるを得なかったことは、ご案内のとおりです。

現在、東日本大震災津波からの復旧、復興に県を挙げて取り組んでいる中で、ドーム型施設の整備に直ちに踏み出すことは、難しいと考えておりますが、今後、復旧、復興の状況等を見極めながら、更には、全体的に老朽化しつつある県営体育施設のあり方等を含めて、総合的に検討していきます。

(3) 2019ラグビーワールドカップ日本大会への対応について

軽石：県が共同申請することとなった今回の結論に至るまでの検討経過と今後の具体的な支援について伺います。

【知事答弁】

ラグビーワールドカップが東日本大震災津波の被災地である釜石市において開催されれば、全世界から頂いた支援への感謝を伝えるとともに、復興の姿を発信することができる絶好の機会にもなるものと捉えて、県としても市の立候補に向けた取組を支援してきたところ。そこで今般、誘致の実現を図るため、県との共同立候補についての市から県に対する要請を受けて、市の取組を支援すべく、共同立候補したものです。

現在、釜石市、県も復興に向けて全力で取り組んでいることから、大会の開催が復興の妨げとなることが無いよう、国やスポーツ振興団体などからの手厚い財政支援が必要と考えています。今後、市と連携を図りながら、関係機関への働きかけを行うとともに、県としての必要な支援を検討していきます。

《再質問》

1 若手県の経済状況について

(1) 県税や市町村税の未納状況について
軽石：県税や市町村税の未納状況について、どのように推移しているのかお示し願います。

【総務部長答弁】

県税については、平成23年度は29億7千万円、平成24年度は25億9千万円、平成25年度は24億4千万円であり、また、市町村税については、県計で平成23年度は110億6千万円、平成24年度は93億9千万円、平成25年度は83億円となっており、過去3年間で、収入未済額はそれぞれ県税9億円、市町村税39億5千万円減少となっております。

(2) 企業倒産の現状について

軽石：県内における企業倒産の現状をどのように把握しているのか伺います。

【商工労働観光部長答弁】

民間信用調査機関の調査によると、過去3か年の企業倒産の発生は、平成23年が60件で負債総額が147億円、平成24年が41件で95億円、平成25年が41件で128億円、本年は11月までで43件で153億円となっております。平成23年8月以降、倒産発生件数は、40カ月連続一桁台が続いています。

2 雇用状況と労働環境について

(1) 就職希望者数の推移等について
軽石：来年度の新卒者の就職状況について、就職希望者数の推移と県内就職内定者数の推移、高卒・大卒などの状況をどのように把握し分析されているのか伺います。

【商工労働観光部長答弁】

高卒者については、平成23年3月卒業生では、就職希望者3,255人で、県内就職内定者数は1,869人、就職内定者の県内割合は57.8%となっております。平成26年3月卒業生は、就職希望者3,246人で、県内就職内定者数は2,089人であり、就職内定者の県内割合は64.4%で、平成23年3月卒業生と比較し、県内就職内定者数は220人増加しています。

大卒者については、平成23年3月卒業生では、就職希望者1,739人で、県内就職内定者数は612人、就職内定者の県内割合は40.2%となっております。

平成26年3月卒業生は、就職希望者1,845人、県内就職内定者数は797人であり、就職内定者者の県内割合は44.9%で、平成23年3月卒業生と比較し、県内就職内定者数は185人増加しています。

高卒・大卒とも県内就職内定者が増えた要因としては、震災を契機として、地元で

復興に携わりたいという若者が増えたことや、復興需要等に伴う県内求人増加によるもの等が考えられます。

(2) 新卒女性の就職内定率等について

軽石：新卒女性の県内定着に関連して就職内定率及び離職率についてどのような現状であるのか。

【商工労働観光部長答弁】

就職内定者の県内割合は、平成26年3月卒業生で、高卒者68.5%、大卒者46.3%となっており、新卒男性に比べて高い傾向にあります。

また、県内に就職した新卒女性の3年以上の離職率は、平成23年3月卒業生の高卒者で49.3%、大卒者で51.9%であり、新卒男性や全国平均の新卒女性の離職率に比べて高い傾向にあります。

(3) 新卒女性の県内定着に向けた対策について

軽石：新卒女性に対する県内就職の促進策や離職者対策について、知事に伺います。

【知事答弁】

県内への就職を促進するため、女性の就業比率が特に高い医療・福祉分野等でのマッチングを支援するとともに、女性コーディネーターによる被災地における新商品開発等の支援や、「ものづくりなでしこiwater」の活動など、若手の女性による優れた取組事例の紹介を通じて、これま

で女性労働者が少なかった製造業や建設業のほか、企画・商品開発等の分野における女性の雇用の拡大を促進しているところである。

また、早期の離職を防止するためには、女性が働きやすい職場づくりを進めることが重要であることから、今年5月に「いわて女性の活躍促進連携会議」を設置し、女性の職場環境改善支援等に取り組んでいるところである。

また、国と連携し、男女雇用機会均等法などの周知、男女間格差の解消のため企業が策定する「ポジティブ・アクション」の推進、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催等にも取り組んでいるところです。

今後も、こうした取組を積極的に行い、女性の県内定着を促進していく考えです。

(4) 岩手県立大学の県内就職の現状等について

軽石：岩手県立大学の県内就職の現状はどのように推移しているのか。課題は何か。その対策としての取組について伺います。

【総務部長答弁】

まず現状については、平成25年度の4学部の卒業生431人のうち、就職内定者は359人、98.1%の内定率となっております。このうち県内の企業等に就職した学生は131人、36.5%の割合となっております。

この県内就職率の推移については、平成19

年度の32.6%が最も低く、近年は40%台後半で推移してきたが、平成25年度は6年ぶりに40%を割り込む結果となりました。

その主な原因としては、人手不足等を背景に首都圏企業等の採用意欲が高まったことから県外企業からの求人が増加した一方で、県内の求人数が減少したことや、学生の地元企業に対する理解が必ずしも十分でないことなどが考えられます。

県内就職率の向上に向けて、県立大学では平成21年度から特命課長を配置し地元企業等への訪問によるニーズ把握や就職先の開拓に努めるとともに、学生に対しては、キャリアアプランニングのための公開講座や職場見学会、インターシップを実施してきたところであるが、平成25年度の県内就職率の低下を受け、平成26年度は新たに県中小企業団体中央会等と連携し地元企業の魅力を知ってもらう説明会を開催するなど、学生の就業力育成と県内就職の促進に取り組んでいるところです。

3 福祉医療介護について

(1) 介護現場の状況把握等について

軽石：医療・介護総合確保推進法に係る情報提供が不足し混乱が生じているが、現場の状況をどう把握しているか。今後の県民に対する情報提供等の対応について伺います。

【保健福祉部長答弁】

県では、これまで、県高齢者福祉協議会や県介護支援専門員協会など関係団体との意見交換等を通じて、制度改正について説明するとともに、現場の状況把握に努めており、

- ・ 要支援者が利用する訪問介護と通所介護が市町村が行う地域支援事業に移行することに伴い、影響を受ける方々への説明が重要であること
- ・ 特別養護老人ホームへの入所が原則要介護3以上となることへの対応が必要であること

などの意見をいただいています。当初、国からの情報提供が遅れ不明な点多かったが、8月及び11月に市町村介護保険担当課長会議を開催して、制度改正に向けた市町村の準備を促すとともに、要介護1・2の方の特別養護老人ホーム特例入所については、7月に示された国指針案を踏まえて、県高齢者福祉協議会とともに入所指針の改正作業を行うなど、順次制度改正への対応を進めています。

また、今後、第6期介護保険事業支援計画「いわていきいきプラン2017」に係る地域説明会を開催する予定であり、そうした場を通じて県民に対して制度改正の内容や今後の対応について情報提供を行うほか、市町村においても住民に対する情報提供が適切に行われるよう助言していきます。

(2) 県内の介護福祉士養成学校の現状と課題について

軽石：右手県立大学をはじめとして各種専門学校の教育訓練現場の現状と課題についてのどのように把握し、どのように対応されているか伺います。

【保健福祉部長答弁】

県内の介護福祉士と社会福祉士の養成施設は、大学1校、専門学校4校、高等学校4校があり、平成26年度では454名の定員に対し、345名が入学し、充足率が76.0%で、定員に満たない状況となっています。

このため、養成施設、県、県社会福祉協議会等を構成員とする「福祉人材養成機関等連絡会議」において、入学生の確保、卒業生の就職状況等の情報交換や福祉・介護人材の育成の課題とその対応について協議しています。

また、小中高校生に対して、福祉や介護の仕事への理解を図るため、県福祉人材センターが、「出前講座」を実施し、福祉・介護分野への興味を持ち、進路を選択してもらえるよう取り組んでいるほか、県社会福祉協議会において介護福祉士等修学資金貸付制度により、修学を支援しているところです。

入学生の確保のためには、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を理解していただき、イメージアップを図ることも重要であることから、出前講座の実施回数を増やすとともに、対象を教員や保護者にも拡大してい

くほか、修学資金貸付制度の周知にも努めて参ります。

(3) 認定特定行為従事者制度の現状と今後の対応について

軽石：特養等で介護度が高く医療依存度の高い利用者への支援をする仕組みとして認定特定行為従事者制度があるが、有資格者を確保するためにかかる事業者の負担が大きいため必要数の確保が必要と考えるが、現状と今後の対応について伺います。

【保健福祉部長答弁】

県では、平成23年度から、喀痰吸引や経管栄養などを行うことができる認定特定行為従事者を養成するため、介護職員等医療的ケア研修を岩手県社会福祉協議会に委託

し実施しており、本研修の修了者と、経過措置により認定特定行為従事者として認められている者への認定証交付件数は、11月1日時点で、合計約4,500件となっています。

昨年度、「医療的ケア研修に係るニーズ調査」により事業者のニーズを把握したところ、医療的ケアを行うことができる介護職員の増加が強く望まれていることから、引き続き研修を実施して認定特定行為従事者の養成・確保に努めていきます。

ご意見、ご要望などありましたらお聞かせ下さい。

●ご意見●

●ご要望●

〒
ご住所

お名前

TEL

E-mail

(4) 第4次一括法の権限移譲に係る県への影響と対策について

軽石：介護福祉士の養成施設等の指定・監督等の権限が移譲されることにより、県への影響はどのような事が想定されるか伺います。また、それらの対策についてもお示し願います。

【保健福祉部長答弁】

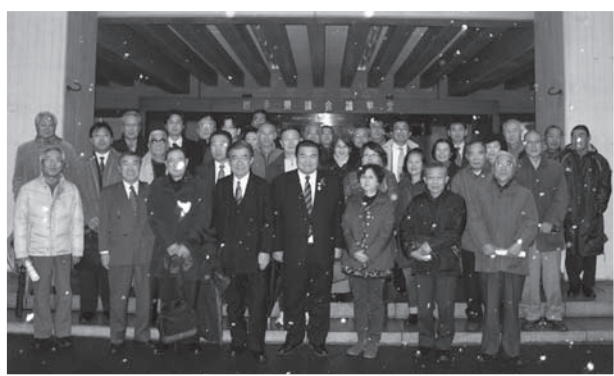
各種資格者の養成施設等の指定・監督等が国から県に移譲されますが、介護福祉士等の養成施設については、大学や高等学校を除く専門学校等の指定や定員等の変更承認、各種届等の受理、指導調査等の権限が移譲されることとなっております。対象施設は4校となっております。

本年11月に、移譲事務の概要等について説明会が開催されたところであり、具体的な内容については、現在、政省令の改正や処理手順マニュアル等の策定が進められており、今後、詳細が示されることとなっております。

この権限移譲により、専門学校における事務手続きには大きな変更はない見込みですが、県においては、移行後に混乱が生じないよう国と連携して周知を行うとともに、移譲事務が円滑に進められるよう準備をして参ります。



2014年12月3日 正面演壇にて一般質問



一般質問後の県議会棟前にて

キトリ線

郵便はがき

0 2 0 8 7 9 0

料金受取人払郵便

盛岡中央局
承認

5569

差出有効期限
平成27年8月
31日まで

切手は不要です。
そのままお出し
ください。

(受取人)

盛岡市紺屋町七-六

岩手県議会議員

軽石よしのり 行

